

# 平成30年度の年金額は 昨年度からの据え置きとなります 据え置きとなった方には 6月に「年金額改定通知書」は 送付しません

なお、加給年金額対象者が65歳になった等の理由により、年金額に変更がある方には「年金額改定通知書」を送付します。

## 年金額の据え置きについて

年金額は、賃金・物価の変動を基に、改定される仕組みとなっています。

なお、物価の変動がプラスで、かつ、賃金の変動がマイナスの場合は、法律上、年金額は昨年度からの据え置きとなります。

これは、年金給付は現役世代が負担する保険料により支えられていることから、年金財政の給付と負担の均衡を保つため、賃金の変動がマイナスの場合は、年金額の増額改定を行わないとされているからです。

平成30年度の場合は、物価変動率<sup>(※1)</sup>はプラス(0.5%)でしたが、賃金変動率<sup>(※2)</sup>はマイナス(-0.4%)であったため、平成30年度の年金額は昨年度から据え置きとなります。

※1 総務省発表の平成29年平均の全国消費者物価指数

※2 厚生労働省発表の名目手取り賃金変動率

